

2011/11/12 (土) ~ 13 (日)

生保裁判連・沖縄総会・交流会を開催!

2009の政権交代以降、いったんは保護抑制路線が転換されたかと思えた時期もありました。しかし、リーマンショック以降増え続ける生活保護利用者が200万人を超え、さらに未曾有の大規模災害が東日本を襲い多くの人々が生活を根底から破壊される中、保護基準切り下げをも視野に入れた検討会が設置され、密室で進められている国と地方との協議でも、期限付き保護や医療扶助の一部自己負担の導入が検討されるなど、生活保護制度の「改正」をめくり、極めて警戒すべき動きが相次いでいます。また、生活保護の運用面でも、保護開始前を含む稼働年齢層への「就労指導」または「助言指導」も、各地で幅を利かせています。

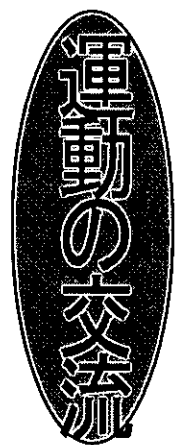
この間の全国の生活保護に関する裁判では、岡山での敷金支給事件の勝利、北九州市相手の自殺・国家賠償事件の勝利などの貴重な前進がある一方、別府市相手のDV被害者国家賠償事件において違法性が否定され、大分市相手の事件では外国人の生活保護受給権を否定し門前払いする判決が出されるなど、せめぎ合いの状況が続いています。

原点に立ち返った今年の京都総会に続いて、私たち連絡会は新しい道のりの第一歩をしるす第17回総会・交流会を、仮の義務付けや執行停止、さらには8月17日、生活保護廃止後の生活費をまかなうための年金担保を理由とした保護申請却下処分の取消が認められるなど、生活保護争訟において近年めざましい成果を上げている沖縄で、2011年11月12日(土)~13日(日)の2日間にわたって、沖縄大学にて開催します。

生活保護の「出番」の情勢にふさわしく、制度の正しい運用を進め、最後のセーフティーネットをどのように充実させていくのか、ともに議論しましょう。

生保裁判連 ニュース

第四五号 二〇一一年九月発行
発行 全国生活保護裁判連絡会
事務局 つくし法律事務所
(〇七五二四二二二四四)



社会保障審議会・生活保護基準部会を傍聴して
新潟生存権裁判弁護団代表 弁護士 大澤 理尋
士・社会福祉士

基準部会の設置とスケジュール

社会保障審議会・生活保護基準部会は、厚生労働省曰く、生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施するための専門部会である。2011年4月に第1回が開催され、同年7月まで計4回、厚生労働省の資料説明と委員からの質疑・意見が述べられた。今後は、9月11月に各委員の研究成果等の発表を経て、2012年11月頃平成21年全国消費実態調査等のデータを入手し生活保護基準の検証を開始、平成24年後半に報告書をまとめる予定とされている。

私が全国生存権裁判を支援する会らとともに本年2月厚労省と交渉した際、担当者は、「老齢加算の復活は現在考える状況にない」旨の総理の国会答弁の内容を繰り返す一方、「私たちも高齢者の生活保護基準が全く今のままでよいとは考えていない」として生活保護基準部会の設置を明らかにした。この経緯に加え、平成19年の扶助基準切下げや母子加算復活等政治的勝利を重ねてきたことから、当初は基準部会が生活保護基準の抜本的改善の機会となることを期待した。しかし、厚労省は、被保護者が200万人突破という空前の事態にあり保護費が急増していることを強調し、また、3月の東日本震災の発生によりその被害対策

が国政の最重要課題とされたことなどから、現状は厳しい。現に、厚労省は、基準部会の議論を基準削減の方向に誘導する意図を明確にしている。その表れは、①平成19年「生活保護基準に関する検討会」に提出した平成16年特別集計の強調(高齢世帯の生活扶助基準と第1-10分位の消費支出の比較、勤労に伴う実際の経費は収入の1割程度等のデータ)、②医療費の不正受給事件の強調、③加算や級地差のある給付全ての合理性を見直し対象とする、④ナショナルミニマム研究会の成果の無視・軽視(「捕捉率」の資料は提出せず、自殺率は部会のテーマと関係ないとして「参考資料」とする)等、多数にわたる。基準部会における委員の発言傾向。一方、委員側は、岩田委員長代理をはじめ厚労省の説明をうのみにせず批判的である。以下、的確な質問・意見のいくつかを抜粋する。①(厚労省が「その他世帯」の増加を強調し就労支援の強化を提案したのに対し)その他世帯は50代、60代が半数以上を占め、労働市場から見ると就労が厳しい。②(医療費の不正受給に關し)特異なケースなのか、制度的に対応しなければいけない領域なのかということは、電子レセプトで名寄せし検証してもらおう。③1類のさまざまな年齢別の問題や世帯人員が増えたときの乗数の問題の根本にあるのは栄養基準だが、それだけでいいか。④世帯モデルをいっばいつくつて、後は増えた場合にどうするかということだけ考えていく方法がある。⑤(老齢加算の廃止の経緯に關し)加算は、加算を含めた相对比较をするようなものなのか。加算やすべての根拠に食費がある。マーケットバスケットがずっと続いている絶対基準。これが片方にありながら、相对比较を格差縮小以降取

り入れて、水準均衡はそれでやっている。ところが、内容的には絶対基準がかなり働いている。検証は特に加算が入ると難しい。⑥この基準部会は、何をもちてここで基準として議論するか。期末一時扶助から、加算から、住宅扶助、級地は生活扶助に関わる。今どこまでがこの課題か。⑦医療扶助は金銭給付ではなくサービス給付なので、医療関係者抜きには議論できない。⑧(被保護者の自殺率のデータに関し)就労よりもヘルスプロモート(精神面も含めた健康づくりの支援の意味か)の方向で施策にいかしてほしい。⑨過労死、過労自殺に加え失職により自殺が増加している。⑩母子世帯にかかる費用を検証しないと、母子世帯の母親が働きたいと思う制度が作れない。⑪自立を完璧にするのが難しい人がいる(傷病、障害世帯を念頭)、そのなかでも就労をなんとかつくるのが重要(福祉的就労等を念頭)。⑫厚労省は就労支援プログラム利用の結果保護を廃止した後に再度保護に入るケースを追跡しているか。

私たちは、可能な限り基準部会を傍聴し、その結果をメールやネットで発信するとともに、以下の行動を展開し、委員側のこうした姿勢を援護する必要がある。基準部会の結論をよくするには、

私たちは、保護基準削減への反対・抵抗に運動の方向が行きがちである。しかし、少なくとも岩田部会長代理は、生活保護基準の抜本的改正を目指しており、老齢加算の廃止理由である消費支出全体の相対比較の手法にも批判的である。こうした意見を後押しし、老齢加算復活等保護基準の改善・向上を目指す攻めの活動が必要である。自分のできる方法で声をあげよう

私は、厚労省HPの「国民の皆様の声」に20通のメールを投稿した。その後厚労省は、日経新聞等の「保護費削減が既定路線」であるかの報道は事実ではないとし、②ナショナルミニマム研究会に提出した被保護者の年齢別自殺率の資料を提出、③「特別集計」による消費支出額の調査に加え、国民生活基礎調査の対象世帯と被保護世帯に対する質問調査である「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の実施を決定した。

また、被保護者の生活実態をはじめとした厚労省提出以外の資料を基準部会委員に届け、9月からの発表に活かしてもらいたい必要がある。生存権弁護団は、証拠収集の過程で、原告の集団調査や被保護者の実態調査の結果等貴重な資料を入手しており、これを届ける予定である。

さらに、厚労省、政府、国会議員等へのはたらきかけ、集会、運動を盛り上げ、メディア、世論に呼びかける必要がある。生活保護問題対策全国会議、反貧困ネットワークでは、7月20日衆議院第1議員会館において「急増する稼働年齢層の生活保護受給にどう対処すべきか」と題した院内集会を、また、日弁連は7月28日同所で「大震災後のナショナル・ミニマムを考へるべき最低賃金・生活保護基準とは」と題した集会をそれぞれ開催し、国会議員をはじめとする多数の参加・発言を得た。今後このような活動の継続・盛上げが必要である。



義援金と生活保護
弁護士 倉持 恵

1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島県は地震と津波に見舞われ、浜通りと呼ばれる沿岸部を中心に壊滅的なダメージを受けただけでなく、その後引き続いて起きた福島第一原子力発電所の事故によって、これまで人類が経験したことのないような未曾有の状況下におかれた。

福島県のHPでは事故直後から1時間ごとに空間放射線量を開示していたが、その数値は明らかに異常な変動を示しており、3月15日午後5時には、原発から約60kmの福島市で、毎時20マイクロシーベルトを超えた。一般人の年間被曝線量が1ミリシーベルトだから、毎時20マイクロシーベルトという数値は、たった2日でその基準値に達してしまうほどの数値である。しかし、テレビでそのことが報じられることはなかった。福島県のHPだけが淡々と数値を更新し続けたことが、余計に人々の不安を増長させた。

このころ、福島県は震災の影響でいたるところでライフラインが途絶えていた。ガソリンもなく、交通も断絶し、物流も滞っていた。生きるためには、放射性物質が降り注ぐ屋外を徒歩や自転車で移動し、長時間並んで水や食料を手に入れるしかなかった。特に、浜通りを中心とした自治体においては、原発の風評被害も重なり、事態はより深刻だった。

このような生活の中で、力のある者は次々と県外へ避難し、県内には避難したくても避難できない者ばかりが取り残された。特に、屋内避難区域に設定された地域においては、街から人影が消え、静けさの中で、一部残された者の不安と恐怖だけが不気味に街を支配した。福島県民は全く先行きの見えない中で、不安と恐怖の大混乱に陥った。

2 義援金と収入認定

このような生活の中で、5月に入って、ほんの少しであるが明るい兆しも見え始めた。赤十字等の義援金の配分がようやく始まり、また、原発から30km圏内の住民を対象とした東電の仮払も始まったのだ。ところが、被災者にとって希望の灯となるべきこの義援金等が、生活保護受給者に対してはとんでもない仇となった。

生活保護受給者の義援金等については、それが収入認定されてしまわないよう、5月2日、厚生労働省が通知を出していた。その中では、費目・金額を積み上げずに包括的に自立更生計画に計上してよいこと、使途の確認も不要であること等が明記されていた。

しかしながら、残念なことに福島県下の運用はその通りとならなかった。浜通り中北部を管轄する福島県相双福祉事務所は

その保護受給者に対し、廃止をちらつかせながら、個別積み上げ方式の自立更生計画書を6月8日までに提出するよう求める通知を出した。このことは、いまだ原発事故が収束せず、生活設計の立てようもない日々を余儀なくされている保護受給者に不可能を強いるものであった。特に、相双福祉事務所管轄下にある飯館村は、村全体が計画的避難区域に指定されてまさに今避難が始まったという時期であった。その受給者が大きな不安を抱いたであろうことは想像に難くない。

また、町が避難区域(現・警戒区域)、屋内避難区域(現・緊急時避難準備区域)及び区域外に三分割させられた南相馬市は、義援金等の収入が確認された受給者の保護を次々と廃止していった。のちに行われた日弁連の調査等によって明らかになったところによれば、南相馬市には、3月11日当時、405世帯の保護受給者がいたが、7月20日までに219世帯が義援金等を理由に保護廃止され、保護受給者は130世帯にまで減少したということである。しかも、この廃止は、たった3名のケースワーカーと1名の係長によってなされた。この中には自立更生計画書が全く策定されないまま廃止された者もあつたし、自立更生計画書が作成された世帯でも、「壊れたものを書きなさい」等間違つた又は不十分な説明で作られた自立更生計画書によって廃止されてしまった者もいた。また、さらに驚くべきことは、停廃止の決定通知書も送られないまま保護費の支給が停止されている世帯も複数あつたことである。そのため、廃止停止の別すらも判然としない世帯もあつた。

3 義援金問題に対するこれまでの取り組み

福島県弁護士会は、6月6日付で緊急会長声明を出し、日本弁護士連合会も6月15日付で会長声明を発表した。この問題はマスコミにも大きく取り上げられた。そのせいもあつてか、福島県は、6月20日、第一次義援金については、包括的に

自立更生計画に計上し、収入認定除外とすることなどを内容とした通知を出した。この結果、相双福祉事務所における義援金問題については、とりあえず解決をみることにした。しかし、この福島県の通知後も、南相馬市は扱いを改めようとしなかった。

そこで、7月22日、日本弁護士連合会は南相馬市に現地調査に入り、福島県弁護士会や現地支援者らと協力して、当事者からの聞き取りによる実態調査を実施するとともに、南相馬市福祉事務所との意見交換を行った。

同福祉事務所からは課長と係長が出席した。課長らは、日弁連との意見交換の中で、自立更生計画に関する説明に不十分な点があったことを認め、日弁連からの再度のやり直し要求に対しては、「困ったら来てくれれば、再検討する。」などという無責任な発言を繰り返した。意見交換会の最後に、課長は「(やり直しについて)検討する」との発言をしたものの、「やり直し」との回答はとうとうなかった。

4 審査請求に向けた動き

その後、南相馬市において保護を打ち切られた3世帯から、「不服審査をやる。」との意見表明がなされた。日弁連調査に参加した弁護士を中心に緊急に弁護団を立ち上げ、7月28日、審査請求書を福島県に提出したところである。

実は、このことは、福島県では非常に重要な意味を持つている。なぜなら、福島県においては、上記に見たような法を無視した生活保護行政が日頃から横行しており、受給者の間では、「福祉に逆らったら、どんな仕返しをされるか恐ろしい。」という声が非常に強い。弁護士や支援者がいかに懇切丁寧に説明し、勇気づ

けようとも、植えつけられた恐怖感を払しょくするのは至難の業なのである。そのため、弁護士から見れば明らかに違法と思える扱いに対しても、それを野放しにせざるを得ない困難な現実がこの地方にはある。

今回、そのような中で、3世帯もの受給者が審査請求に立ち上がったという事は非常に大きなことであった。これは、日弁連という名の下に弁護士が全国から駆けつけ、当事者を勇気づけてくれたことが非常に大きいと思われる。

この闘いは、単に義援金問題に対する自治体の姿勢を改めさせるということとを意味するのみならず、今まで違法が当たり前のようにまかり通っていた地方都市に、今後、違法は許されないといいことを知らしめるという意味において、きわめて重要な意味を持つ闘いになると思われる。

この問題に対する闘いは今まさに始まったばかりである。引き続き全国からの暖かい応援を切に願いたい。

文書提出命令大阪高裁却下決定と今後の兵庫訴訟の展望

弁護士 松山秀樹

生存権裁判兵庫訴訟は、平成19年5月に神戸地方裁判所に提訴、原告は9名です。神戸地方裁判所は、昨年8月18日、原告らの文書提出命令申立てを認めて、国に対して国と被告が提出を拒否していた平成11年度全国消費実態調査の調査データ提出するように命じました。これに対して大阪高裁は、本年8月5日、国の不服申立てを認めて、逆転して文書提出命令申立てを却下する決定をしました。

神戸地裁決定と大阪高裁決定の判断が正反対となった大きな理由は、平成11年度全国消費実態調査の調査データを生存権訴訟において証拠として取調べる必要性についての判断の違いです。

この文書提出命令申立ては兵庫訴訟だけではなく全国の各地の生存権訴訟で申立をしています。それは調査票データが老齢加算廃止の正当性を検討する重要な証拠だからです。厚労省が、老齢加算を廃止した理由は、70歳以上の高齢者に老齢加算に見合うだけの特別の支出をしていない、ということとです。その根拠として厚労省が持ち出しているのが、平成11年度全国消費実態調査調査データを厚労省が独自に特別集計した結果、60歳と69歳と70歳以上のものの消費支出を比較したところ、70歳以上の者の方が消費支出額が低い、などの結果が得られたということとです。

しかし、厚労省は、特別集計の基になった調査票データの内容は一切明らかにしていません。特別集計の信頼性が否定されれば、厚労省や各地の被告(福祉事務所長)が老齢加算廃止の根拠としている70歳以上の高齢者の特別需要の消滅という主張に

は理由がなくなりません。なお、母子加算の廃止の根拠とされた特別集計の信頼性がなかったことは政府も認めているところですから、国が実施したのだから特別集計が信頼できる、などと到底言えません。

神戸地裁は、以上のような特別集計の信頼性を検証するには、厚労省が特別集計の基にした調査票データを提出させて、これを裁判で検討することが必要である、と判断したのであり、非常にもつともな判断です。

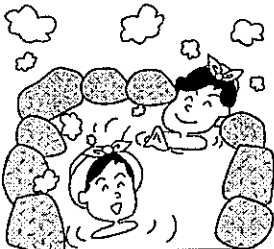
これに対して、大阪高裁は、老齢加算廃止処分は違法性を判断するために調査票データの提出を求めることに必要不可欠とまではいえない、と判断しました。大阪高裁がこのように判断した理由は、簡単に言ってしまうと、調査票データが無くて、既に原告は特別集計の合理性、その他老齢加算廃止の違法性を主張できているから調査票データが提出されなくても、老齢加算廃止処分の違法性は判断できる、ということです。確かに調査票データが無くて、裁判所が老齢加算を違法と判断できるというなら、その提出を求める必要はないかもしれません。しかし、厚労省と被告が老齢加算廃止の唯一とも言うてよい根拠としているのが、特別集計なので、特別集計が信用できないとなれば、その他の点は問題とするまでもなく原告が勝訴できるはずであり、このような重要な証拠を調べずに他の争点の主張を原告ができていくから文書提出命令は不要であるという大阪高裁の判断は明らかにおかしいのです。

兵庫訴訟弁護団は、大阪高裁決定に対して、文書提出命令の可否を最高裁で審理させるべく、直ちに不服申立の手続をとりました。最高裁で更に逆転して文書提出命令を勝ち取ることは容易ではないかも知れませんが、勝算はあると考え

ています。

それは、厚労省や被告が特別集計をもって老齢加算廃止の根拠として主張しているにもかかわらず、その特別集計の信頼性を検討するための基になるはずの調査票データを提出しないというのは、法律の理屈以前に非常識であり、万人を納得させるものではないと思うからです。調査票データの提出を拒んでいる国(厚労省も国の一機関です)は、既に調査票データを自分たちだけで利用して特別集計を行い、それを生存権訴訟で自分に有利な証拠として利用しているにもかかわらず、訴訟の当事者である原告にその検討の機会すら与えないのは不正義であり、不公正だからです。刑事事件でも検察庁が被告人に有利な証拠を隠すことが冤罪の温床として問題となり、検察庁による証拠開示が求められています。本件も同じように国は自分に有利に手許の資料を利用して、それによって不利益を被った国民にはその資料を見せもしない、というのです。これは民事訴訟の目的である公正な審理、真実の発見に反します。

最高裁での審理を求めるために、兵庫訴訟の本来の訴訟はその結果がでるまで実質的に進行が中断せざるをえませんが、調査票データによって特別集計のいい加減さを明らかにさせることが、勝訴につながるかと考え、なんとしても最高裁で逆転勝利を目指していきたいと思っております。



生存権訴訟・青森訴訟報告

弁護士 葛西 聡

青森地裁では、2007年4月24日に青森市の6名の原告、同年9月7日に八戸市の1名の原告が提訴をして、老齢加算廃止の違憲・違法性を争っています。現在に至るまで15回の口頭弁論と2回の進行協議が開かれ、憲法論・貧困論・加算廃止に至る経緯・健康問題を含む原告らの生活実態等々、種々の論点にわたり当方と国側との論戦が行われてきました。

加えて、昨年から今年にかけて、厚労省が老齢加算廃止の根拠とした「全国消費実態調査」の調査票の提出が焦点の一つとなりました。原告らは2010年4月27日に平成11年度・16年度の「全国消費実態調査」の調査票について文書提出命令の申立をなし、提出の可否を巡って国との論争が続きましたが、青森地裁は2011年1月28日に文書提出命令の申立を却下しました。これに対して原告らは即時抗告を申し立てましたが、残念ながら、仙台高裁は7月29日に抗告を棄却しました。文書提出の問題に一応の決着がついたことに伴い、今後、生存権裁判の青森訴訟は、証拠調べの段階へ入ることになります。

私たちは、青森訴訟には、これまで地裁判決が出ている地域（東京、京都、広島、福岡）とは異なる特徴があるのではないかと考えています。それは、青森訴訟の原告らは、①2級地（青森市）・3級地（八戸市）に在住する高齢被保護者であること、及び②国内でも有数の寒冷地・積雪地で生活する高齢被保護者であることです。現行の生活保護制度における基準生活費については、最も高い1

級地-1を100とした場合、最も低い3級地2は77・5となります。

ところが、厚労省の「生活扶助基準に関する検討会」に出された資料によれば、一般世帯の消費支出額や生活扶助相当支出額については、1級地-1の地域と3級地-2の地域の較差は、現在では10ポイント程度しかありません。生活扶助相当支出額の半分近くを占める食費や光熱・水道費の地域較差も20年間で大幅に縮小し、とりわけ光熱・水道費については地域間で格差はほとんどなくなっています。今日では都市と地方の消費生活は相当程度平準化しているのに、基準生活費の地域差は大きいままであり、2級地・3級地の被保護者はこの較差自体によつて非常に苦しい生活を余儀なくされているのです。このような2級地・3級地の高齢被保護者が、老齢加算廃止によつて受ける影響は大都市部よりも深刻かもしれません。

青森県は、有数の寒冷・積雪地であり、灯油の使用に要する費用も全国的にみて非常に高くなっています。本県の1世帯あたり家庭用灯油使用量は全国2位であり、年間の灯油代は約13万円余りにのぼると推定されます（2006年調査）。さらに、冬期間は、暖房費のみではなく、交通費・防寒用品費用・除雪に関する費用などの支出も増えることとなります。青森県では、冬期加算として、11月から翌年3月まで、単身高齢者の場合月額2万2160円が加算されることになっています。しかし、この期間の灯油代支出は月平均1万7000円余りであり、灯油代以外の費用の増加も考慮すれば、冬期加算だけで冬期間の生活に対応できるとは到底いえません。しかも、本県では、冬期加算のない4月、5月、10月にも暖房費の支出が必要となるのです（4月、5月、10月の青森市の平均

気温平年値は、それぞれ7・9℃、13・1℃、12・6℃）。青森県の高

齢被保護者は、これまでは老齢加算があつたために、どうにかやりくりをして冬の生活を維持してきたところ、老齢加算の廃止によつて冬も灯油代等を大幅に切り詰めるなければならなくなつたのです。青森訴訟の原告らは、灯油代を節約するために、朝食を準備するガスの熱で暖をとる、ストーブをつける時間を限定する、夜早く寝てしまふ、日中も布団の中でじっとしている、などを余儀なくされています。このような生活は、寒冷・積雪地における「健康で文化的な生活」とは到底いえません。

今後の青森訴訟では、上記のような、寒冷・積雪地かつ2級地・3級地に暮らす原告らの実態を押し出しながら、これを通じて高齢被保護者の生存権保障にとつて老齢加算がいかに重要な役割を果たしているかという点を立証していきたいと考えています（現在、検証と本人尋問を申請しており、DVDも提出する予定です）。

沖縄県における生活保護支援の現状 社会福祉士事務所 いっぱいっぱ 繁澤多美

2009年8月に沖縄県で初めて地域に事務所を抱える独立型社会福祉士事務所「いっぱいっぱ」を開設しました。沖縄の生活保護支援をめぐる状況は、ここ数年で大きく変化してきていると思われれます。沖縄県は、立ち並ぶリゾートホテルや沖縄移住ブームの一方で、基地依存の産業構造の疲弊が顕在化し、県民所得、失業率や離婚率も全国ワースト、多重債務者数率も高いといわれ県民の生活は、格差と貧困の中にさらされています。それは、これまで数十件寄せられている「いっぱいっぱ」への相談のほとんどが「生活困窮」が理由であることから明らかです。また、こうした沖縄県の社会的背景から最近では、「子どもの貧困」などを主たるテーマとしたシンポジウムなども開催されるようになりました。

こうした中で、沖縄県的生活保護支援の現場に大きな変化を与えた／与えると考えられるのは、やはり生活保護関連分野では、全国で初めてとなつた仮の義務付け決定の確定ではないかと思えます。2011年8月17日には、本案裁判においても勝訴いたしました。

この事例の特徴は、詳細に生活実態を把握し明らかにしていくことで、これまで生活保護の「対象」とならなかつた人びとにも「仮の救済」の道を開いたことです。そして、その生活実態の把握と分析において私たち社会福祉士が関わりました。裁判自体は1年半に及ぶものですが、弁護士さんたちと連携し、ともに当事者を支えてきたことで勝訴につながつた

ことは、全国の生活保護訴訟の在り方に一石を投じることになったのではないかと思います。

一方で、本来ならば、「最後のセーフティネット」と呼ばれる生活保護の運用は「訴訟」にまで発展しない血の通つた運用を求めていかなければならないとも思えます。しかし、保護課の非常勤職員でさえも100ヶ月前後の担当を持つていてという過酷な労働実態を聞くにつれ、単に「行政との対立」を是とするのではなく、公的責任による環境整備を求めていく必要性を感じております。沖縄県は、すでに述べましたように県民の生活が格差と貧困にさらされているために生活保護を求める者も非常に多くなつていますが、運用実態は大変厳しいものがあります。しかし、日本国憲法第25条で保障する生存権の理念にかなつた、本当に必要な人に保護が適用されることを心から願い、そしてそのために奮闘したいと思つていきます。

